

種畜検査の受検について

他者の飼養する雌家畜への種付けに用いる牛、馬、豚の雄については、愛玩用を目的として飼養する場合であっても、予め種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受けましょう。

(家畜改良増殖法第4条第1項)

★自己飼養の雌畜への種付けは問題ありません★



なお、種畜証明書の有効期間は、検査の日から1か年を経過した日又は次の種畜検査の日のうちいずれか早い時までです。

(家畜改良増殖法第6条第3項)

! (参考)

他都道府県において、種畜証明書の交付を受けた後、次の種畜検査を受けずに有効期間を経過したにもかかわらず、当該馬を種付けの用に供し、他人の飼養する雌馬に交配を行う事案が確認されました。

(家畜改良増殖法第4条第1項に違反)

家畜保健衛生所 業務第1課
〒639-1123 大和郡山市筒井町600-3
TEL 0743-59-1700 FAX0743-59-1740

家畜保健衛生所 業務第2課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440 FAX0745-62-8771